

おいて同じ。）は、次条第一項の株主総会の日の二週間前の日から新設合併設立株式会社金融商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主及び債権者は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求をするには、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供するとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併契約の承認)

第一百三十九条の十五 新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、株主総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

2 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅株式会社金融商品取引所が公開会社である場合において、新設合併消滅株式会社金融商品取引所が公開会社である場合において、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、第一項の株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、会社法第三百九条第三項に定める決議によらなければならない。

4 新設合併消滅株式会社金融商品取引所が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社金融商品取引所の株式の全部又は一部

が譲渡制限株式であるときは、当該新設合併は、当該譲渡制限株式の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5 前項の種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

（株主等に対する通知）

第一百三十九条の十六 新設合併消滅株式会社金融商品取引所は、前条第一項の株主総会の決議の日から二週間以内に、その株主及び登録株式質権者並びにその新株予約権者及び登録新株予約権質権者に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅金融商品取引所及び新設合併設立株式会社金融商品取引所の

名称又は商号及び住所を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

3 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株式買取請求）

第一百三十九条の十七 新設合併をする場合には、次に掲げる株主は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

一 新設合併契約を承認するための株主総会（種類株主総会を含む。）に先立つて当該新設合併に反対する旨を当該新設合併消滅株式会社金融商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 会社法第八百六条第五項から第七項まで、第八百七条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四

号に係る部分に限る。）、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権買取請求）

第一百三十九条の十八 新設合併をする場合には、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2 会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（準用規定）

第一百三十九条の十九 第百三十九条の十二の規定は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所について準用

する。

(株式会社金融商品取引所の設立の特則)

第一百三十九条の一十　会社法第二編第一章（第二十七条（第四号及び第五号を除く。）、第二十九条、第三十一条、第二十九条、第六節及び第四十九条を除く。）の規定は、新設合併設立株式会社金融商品取引所の設立については、適用しない。

2 新設合併設立株式会社金融商品取引所の定款は、新設合併消滅金融商品取引所が作成する。

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百三十九条の二十一　新設合併設立株式会社金融商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立株式会社金融商品取引所が承継した新設合併消滅金融商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立株式会社金融商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をそ の本店に備え置かなければならぬ。

3 新設合併設立株式会社金融商品取引所の株主及び債権者は、新設合併設立株式会社金融商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立株式会社金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供するとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第六目 合併の効力の発生等

(合併の認可)

第一百四十条 金融商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する者又は合併により設立される者が金融商品取引所であるものに限る。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を

生じない。

- 2 前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する金融商品取引所又は合併により設立する金融商品取引所（以下この項において「合併後金融商品取引所」と総称する。）について、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称又は商号

二 事務所又は本店、支店その他の営業所の所在の場所

三 役員の氏名又は名称及び会員等の商号又は名称

- 3 前項の合併認可申請書には、合併契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（内閣府令で定めたものに限る。以下この項において同じ。）、合併後金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

（認可基準）

- 第一百四十二条 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併後金融商品取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 合併後金融商品取引所が取引所金融商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

三 合併後金融商品取引所が金融商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

四 合併後金融商品取引所において、合併により消滅する金融商品取引所の開設している取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうちに第二十九条の四第一項第二号イからトまで又は会社法第三百三十一条第一項第二号の

いづれかに該当する者があるとき。

一 合併認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(みなし免許等)

第一百四十二条 第百四十条第一項の認可を受けて設立された金融商品取引所は、当該設立の時に、第八十条第一項の免許を受けたものとみなす。

2 吸収合併存続金融商品取引所は、効力発生日に、吸収合併消滅金融商品取引所の権利義務（当該吸収合併消滅金融商品取引所がその行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

3 吸収合併消滅金融商品取引所の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

4 新設合併設立金融商品取引所は、その成立の日に、新設合併消滅金融商品取引所の権利義務（当該新設合併消滅金融商品取引所がその行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利

義務を含む。）を承継する。

5 次の各号に掲げる規定に規定する場合には、吸収合併消滅会員金融商品取引所若しくは新設合併消滅会員金融商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主は、当該各号に定める事項についての定めに従い、当該各号に掲げる規定の株式の株主となる。

一 第百三十九条第一号イ 同条第三号に掲げる事項

二 第百三十九条の二第一項第六号 同項第七号に掲げる事項

6 合併により消滅する株式会社金融商品取引所の新株予約権は、効力発生日に消滅する。

7 合併により消滅した金融商品取引所の開設していた取引所金融商品市場において成立した有価証券の売買及び市場デリバティブ取引であつて決済を結了していないものは、合併後金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において同一の条件で成立した取引とみなす。

8 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第百三十九条の三第五項若しくは第一百三十九条の四第四項において準用する第一百一条の四又は第一百三十九条の十二（第一百三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定による手続が終了して

いない場合

一 吸収合併を中止した場合

(一に満たない端数の処理等)

第一百四十三条 会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第五百三十六条第一項の合併により出資一口又は一株に満たない端数を生ずる場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 合併に際して資本準備金として計上すべき額その他合併に際しての計算に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(株券等の提出)

第一百四十四条 会社法第二百十九条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百一十条並びに第二百九十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項から第四項までの規定は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、

政令で定める。

- 2 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により前項において準用する同法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により前項において準用する同法第二百二十条第一項（前項において準用する同法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

- 第一百四十五条 商業登記法第七十九条、第八十条（第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。）、第八十一条（第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。）、第八十二条及び第八十三条の規定は、第一百三十六条第二項第一号に掲げる場合における合併による会員金融商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第

八十一条第三号及び第八号並びに第八十二条第八号中「日刊新聞紙又は電子公告」とあるのは「日刊新聞紙」と、同法第八十条第四号中「資本金の額」とあるのは「出資の総額」と、同条第五号及び同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第八十条第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併をする会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同条第八号及び同法第八十二条第八号中「株式会社又は合同会社」とあるのは「会員金融商品取引所」と、同条中「次の書面」とあるのは「次の書面及び代表権を有する者の資格を証する書面」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同法第八十二条第二項から第四項まで及び第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 商業登記法第七十九条、第八十条（第六号、第九号及び第十号を除く。）及び第八十二条から第八十三条までの規定は、第一百三十六条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員金融商品取引所及

び株式会社金融商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称又は商号及び主たる事務所又は本店」と、同法第八十条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同条第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同条第八号中「日刊新聞紙又は電子公告」とあるのは「日刊新聞紙」と、「株式会社又は合同会社」とあるのは「会員金融商品取引所」と、同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所又は本店」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同条第八号中「株式会社又は合同会社」とあるのは「会員金融商品取引所又は株式会社金融商品取引所」と、同法第八十三条第二項中「新設合併消滅会社の本店」とあるのは「新設合併消滅金融商品取引所の主たる事務所及び本店」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併の無効の訴え）

第一百四十六条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は第一百三十六条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。以下この号において同じ。）」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。）」と、同項第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。以

下この号において同じ。）若しくは株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この号において同じ。）と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等」と、同法第九百三十七条第三項中「本店」とあるのは「本店（会員金融商品取引所にあつては、主たる事務所及び従たる事務所）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用）

第一百四十七条 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが合併する場合においては、当該会員金融商品取引所を会社とみなして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条及び同条に係る同法の規定を適用する。

2 株式会社金融商品取引所が会員金融商品取引所から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該会員金融商品取引所を会社とみなして、会社法第四百六十七条及び同条に係る同法の規定並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条及び同条に係る同法の規定を適用する。

(免許の取消し)

第一百四十八条 内閣総理大臣は、金融商品取引所がその免許を受けた当時既に第八十二条第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その免許を取り消すことができる。

(定款等の変更の認可等)

第一百四十九条 金融商品取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 金融商品取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。金融商品取引所の規則（定款、業務規程、受託契約準則及び第一百五十六条の十九の承認を受けて行う金融商品債務引受けに係る業務方法書を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

(役員の解任)

第一百五十条 内閣総理大臣は、不正の手段により金融商品取引所の役員となつた者のあることを発見したとき、又は金融商品取引所の役員が法令、定款若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき

は、当該金融商品取引所に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

2 前項の規定は、自主規制法人の役員及び自主規制委員について準用する。

(報告の徵取及び検査)

第一百五十一条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、金融商品取引所、その子会社、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者に対し当該金融商品取引所若しくは当該子会社の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引所、当該子会社若しくは当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子会社又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

(金融商品取引所に対する監督上の処分)

第一百五十二条 内閣総理大臣は、金融商品取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該各号に定める処分をすることができる。

一 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等若しくは当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この号において「法令等」という。）に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守するために、この法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき 第八十一条第一項の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命ずること。

二 金融商品取引所の行為又はその開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき 十日以内の期間を定めて取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は閣議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止

を命ずること。

2 内閣総理大臣は、前項第一号の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(業務改善命令)

第一百五十三条 内閣総理大臣は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融商品取引所に対し、定款、業務規程、受託契約準則その他の規則又は取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、

聽聞を行わなければならない。

(認可の取消し等)

第一百五十三条の二 内閣総理大臣は、第八十五条第一項の認可を受けて委託された自主規制業務が次の各号のいずれかに該当するときは、委託金融商品取引所に対し、同項の認可を取り消し、その委託の方法の変更若しくはその委託の一部若しくは全部の禁止を命じ、又はその他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 委託契約の内容が、受託自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保するためには不十分であると認めるに至つた場合
- 一 その他受託自主規制法人による自主規制業務が、自主規制業務の履行の状況として適當と認められない場合

(委託契約等の変更)

第一百五十三条の三 第八十五条第一項の認可を受けた金融商品取引所は、第八十五条の二第一項第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ

い。受託自主規制法人との間の委託契約の内容に変更があつたときも、同様とする。

(自主規制法人に対する監督規定の適用)

第一百五十三条の四 第百四十八条、第一百四十九条、第一百五十条第一項及び第一百五十一条から第百五十三条までの規定は、自主規制法人が第八十五条第一項の認可により金融商品取引所から委託を受けて当該金融商品取引所に係る自主規制業務を行う場合の監督について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 雜則

(破産手続開始等の通知)

第一百五十四条 金融商品取引所について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

(内閣府令への委任)

第一百五十四条の二 第八十一条から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で

定める。

第五章の二の章名を次のように改める。

第五章の二 外国金融商品取引所

第一百五十五条に見出しとして「（認可）」を付し、同条第一項中「外国有価証券市場を」を「外国金融商品市場を」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、「次の各号に掲げる取引について」を削り、「当該各号に定める者」を「次に掲げる者」に、「「外国証券取引所入出力装置」を「「外国金融商品取引所入出力装置」に、「当該各号に定める者に外国証券取引所入出力装置」を「これらの者に外国金融商品取引所入出力装置」に、「当該各号に掲げる取引」を「外国金融商品市場における有価証券の売買及び外国市場デリバティブ取引（第二号に掲げる者にあつては登録金融機関業務に係る取引に限る。）」に改め、同項各号を次のように改める。

一 金融商品取引業者

二 登録金融機関

第一百五十五条第二項中「第二十九条の二」を「第三十条の二」に改め、同項に項番号を付する。

第一百五十五条の二に見出しつとして「（認可の申請）」を付し、同条第一項第六号中「外国証券取引所参加者（外国証券取引所出入力装置）」を「外国金融商品取引所参加者（外国金融商品取引所出入力装置）」に、「前条第一項各号に掲げる取引」を「外国金融商品市場における有価証券の売買及び外国市場デリバティブ取引」に、「外国有価証券市場」を「外国金融商品市場」に改め、同項第七号中「外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所参加者」に、「又は名称」を「名称又は氏名」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第一百五十五条の三に見出しつとして「（認可審査基準）」を付し、同条第一項第二号中「外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所参加者」に改め、同項第三号中「外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所参加者」に、「公正かつ円滑ならしめ」を「公正かつ円滑にし」に改め、同条第二項第一号中「外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所参加者」に、「外国有価証券市場」を「外国金融商品市場」に改め、同項第二号中「若しくは外国証券業者に関する法律又はこれら」を「又はこの法律」に改め、同項第三号中「第六十六条の十八第一項」を「第五十二条第一項若しくは第四項、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条若しくは第三十三条

の一の登録を取り消され、第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、若しくは第六十六条の二十第一項」に、「第六十六条の一」を「第六十六条」に改め、「外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され、若しくは同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第十三条の二第一項の許可を取り消され」を削り、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同項第四号中「第八十三条第二項第三号イ」を「第八十二条第二項第三号イ」に改め、同項に項番号を付する。

第一百五十五条の四に見出しつとして「(認可の拒否等)」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第一百五十五条の五に見出しつとして「(業務報告書の提出)」を付し、同条中「外国証券取引所」を「外国金融商品取引所」に改める。

第一百五十五条の六に見出しつとして「(認可の取消し)」を付し、同条中「外国証券取引所」を「外国金融商品取引所」に、「当時」を「当時既に」に、「を発見した」を「が判明した」に改める。

第一百五十五条の七に見出しつとして「(変更の届出)」を付し、同条中「外国証券取引所」を「外国金融

商品取引所」に改める。

第一百五十五条の八に見出しつとして「（認可の失効）」を付し、同条第一項中「外国証券取引所が」を「外国金融商品取引所が」に改め、同項第一号中「外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所参加者」に改め、同項第二号中「外国有価証券市場」を「外国金融商品市場」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第一百五十五条の九に見出しつとして「（報告の徵取及び検査）」を付し、同条中「外国証券取引所若しくは外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者若しくは当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者」に、「外国証券取引所の」を「外国金融商品取引所の」に改める。

第一百五十五条の十に見出しつとして「（外国金融商品取引所に対する監督上の処分）」を付し、同条第一項中「外国証券取引所が」を「外国金融商品取引所が」に、「当該外国証券取引所の」を「当該外国金融商品取引所の」に改め、同項第四号中「外国証券取引所参加者」を「外国金融商品取引所参加者」に、「外国証券取引所に」を「外国金融商品取引所に」に改め、同項第五号中「外国証券取引所」を「外国金融商品取引所」に、「外国有価証券市場」を「外国金融商品市場」に改め、同条第二項中「外国証券取引

所」を「外国金融商品取引所」に改め、同項及び同条第二項に項番号を付する。

第一百五十六条中「その執行について」を削る。

第五章の三の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第五章の三 金融商品取引清算機関等

第一節 金融商品取引清算機関

第一百五十六条の二に見出しがして「（免許）」を付し、同条中「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受業」に、「営んで」を「行つて」に改める。

第一百五十六条の三に見出しがして「（免許の申請）」を付し、同条第一項第六号中「有価証券債務引受業及び」を「金融商品債務引受業及び」に、「有価証券債務引受業等」を「金融商品債務引受業等」に、「営む」を「行う」に改め、同条第二項第一号中「及び第四号」を「から第四号まで」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付する。

第一百五十六条の四に見出しがして「（免許審査基準）」を付し、同条第一項各号中「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受業」に改め、同条第二項第三号中「第五十六条第一項、第五十六条の二第三項

若しくは第六十六条の十八第一項」を「第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第六十六条の二十一第一項」に改め、同項第四号中「第八十二条第二項第二号イ」を「第八十二条第二項第三号イ」に改め、同項に項番号を付する。

第一百五十六条の五に見出しつとして「（免許の拒否等）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第一百五十六条の六に見出しつとして「（業務の制限）」を付し、同条第一項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「証券会社等」を「金融商品債務引受業対象業者」に、「第二条第三十項」を「第二条第二十八項」に、「同条第三十項」を「同条第二十八項」に改め、同条第二項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「有価証券債務引受業等」を「金融商品債務引受業等」に、「當む」を「行う」に、「有価証券債務引受業に」を「金融商品債務引受業に」に、「有価証券債務引受業を」を「金融商品債務引受業を」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同項に項番号を付する。第一百五十六条の七に見出しつとして「（業務方法書）」を付し、同条第一項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同条第二項第一号中「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受

業」に、「有価証券債務引受業等」を「金融商品債務引受業等」に、「有価証券の」を「金融商品の」に改め、同項第三号及び第四号中「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受業」に改め、同項に項番号を付する。

第一百五十六条の八に見出しつとして「（秘密保持義務）」を付し、同条中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同条に次の一項を加える。

2 金融商品取引清算機関の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、金融商品取引清算機関の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

第一百五十六条の九に見出しつとして「（不当な差別的取扱いの禁止）」を付し、同条中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改める。

第一百五十六条の十に見出しつとして「（金融商品債務引受業の適切な遂行を確保するための措置）」を付し、同条中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受業」に改める。

第一百五十六条の十一に見出しつつして「（清算預託金）」を付し、同条中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改める。

第一百五十六条の十一の二に見出しつつして「（特別清算手続等が開始されたときの手続等）」を付し、同条第一項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受業」に改め、同条第二項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同項に項目番号を付する。

第一百五十六条の十二に見出しつつして「（定款又は業務方法書の変更の認可）」を付し、同条中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改める。

第一百五十六条の十三に見出しつつして「（資本金の額等の変更の届出）」を付し、同条中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「第四号」を「第五号」に改める。

第一百五十六条の十四に見出しつつして「（役員の欠格事由等）」を付し、同条第一項中「第八十二条第二項第三号イ」を「第八十二条第二項第三号イ」に、「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同条第二項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同項に項目番号を付し、同

条第三項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「を発見した」を「が判明した」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同項に項番号を付する。

第一百五十六条の十五に見出しとして「（報告の徴取及び立入検査）」を付し、同条中「有価証券債務引受業」を「金融商品債務引受業」に、「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」に、「対し、その業務」を「対し、当該金融商品取引清算機関の業務」に改め、「営業所」の下に「又は事務所」を加え、「立ち入り、その業務」を「立ち入り、当該金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の業務」に、「物件を検査させ」を「物件の検査（当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に關し必要なものに限る。）をさせ」に改め、「質問」の下に「（当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の關係者にあつては、当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に關し必要なものに限る。）」を「」を加える。

第一百五十六条の十六に見出しとして「（業務改善命令）」を付し、同条中「有価証券債務引受業」を

「金融商品債務引受業」に、「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改める。

第一百五十六条の十七に見出しどして「（免許の取消し等）」を付し、同条第一項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に、「当時」を「当時既に」に、「を発見した」を「が判明した」に改め、同条第二項中「証券取引清算機関」を「金融商品取引清算機関」に改め、同項に項番号を付する。

第一百五十六条の十八に見出しどして「（解散等の認可）」を付し、同条中「証券取引清算機関の有価証券債務引受業」を「金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業」に改める。

第一百五十六条の十九に見出しどして「（金融商品取引所による金融商品債務引受業）」を付し、同条中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「有価証券債務引受業等」を「金融商品債務引受業等」に、「當む」を「行う」に改める。

第一百五十六条の二十に見出しどして「（金融商品取引所の金融商品債務引受業の承認の取消し）」を付し、同条中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

第一百五十六条の二十一に見出しどして「（有価証券等清算取次ぎについての適用）」を付し、同条第一項中「第一百七条の六（第一百十八条）」を「第一百十六条（第一百三十二条）」に、「第一百八条の三第一項」を「第

「百十九条第一項」に改め、同条第二項中「証券先物取引等」を「市場デリバティブ取引」に、「第一百八条の二第一項」を「第一百十九条第一項」に改め、同項に項番号を付する。

第一百五十六条の二十一に見出しどして「（内閣府令への委任）」を付し、同条中「その執行について」を削る。

第一百五十六条の二十三に見出しどして「（最低資本金の額）」を付する。

第一百五十六条の二十四に見出しどして「（免許及び免許の申請）」を付し、同条第一項中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に、「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に、「當もう」を「行おう」に改め、同条第二項及び第三項に項番号を付し、同条第四項中「第八十二条第三項」を「第八十一条第三項」に改め、同項に項番号を付する。

第一百五十六条の二十五に見出しどして「（免許審査基準）」を付し、同条第二項第三号中「第二一十八条の四第一項第七号」を「第二十九条の四第一項第一号ロ」に改め、同項第四号中「（第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項、）」を「の規定により第八十条第一項の免許を取り消され、第一百五十六条の十七第

一項若しくは第二項の規定により第一百五十六条の一の免許を取り消され、若しくは「に、「免許を取り消され、若しくは第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録」を「前条第一項の免許を取り消され、又は第五十二条第一項、第五十三条第二項若しくは第五十四条の規定により第二十九条の登録を取り消され、若しくは第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録」に改め、同項第五号中「第八十二条第二項第三号イ」を「第八十二条第二項第三号イ」に改め、同項に項番号を付する。

第一百五十六条の二十六に見出しとして「（免許の拒否等の準用）」を付し、同条中「第八十四条」を「第八十三条」に、「第八十三条第二項各号」を「第八十二条第二項各号」に改める。

第一百五十六条の二十七に見出しとして「（兼業の制限）」を付し、同条第一項中「當む」を「行う」に改め、同項第一号及び第三号中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項中「當もう」を「行おう」に改め、同項に項番号を付し、同条第二項中「當む」を「行う」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「當む」を「行う」に改め、同項に項番号を付する。

第一百五十六条の二十八に見出として「（業務の内容の変更等の認可等）」を付し、同条第二項及び第

二項に項番号を付する。

第一百五十六条の二十九に見出しどして「（業務の方法等の変更命令等）」を付し、同条中「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に改める。

第一百五十六条の三十に見出しどして「（代表取締役等の適格性等）」を付し、同条第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第一百五十六条の三十一に見出しどして「（取締役等の兼職制限等）」を付し、同条第一項中「第八十三条第二項第三号イ」を「第八十二条第二項第三号イ」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「を発見した」を「が判明した」に改め、同項に項番号を付する。

第一百五十六条の三十二に見出しどして「（監督上の処分等）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第一百五十六条の三十三に見出しどして「（業務改善命令等）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第一百五十六条の三十四に見出しどして「（報告の徴取及び検査）」を付し、同条中「証券金融会社」の下に「若しくは当該証券金融会社から業務の委託を受けた者」を加え、「その業務」を「当該証券金融会社の業務」に、「当該職員にその業務」を「当該職員に、当該証券金融会社若しくは当該証券金融会

社から業務の委託を受けた者の業務」に、「物件を検査」を「物件の検査（当該証券金融会社から業務の委託を受けた者にあつては、当該証券金融会社の業務又は財産に関し必要なものに限る。）」を「に改める。

第一百五十六条の二〔十五に見出しつして「（事業報告書の提出）」を付し、同条中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第一百五十六条の三〔六に見出しつして「（廃業等の認可）」を付する。

第一百五十六条の三〔七に見出しつして「（内閣府令への委任）」を付し、同条中「その執行について」を削る。

第一百五十七条に見出しつして「（不正行為の禁止）」を付し、同条各号中「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引等」に改める。

第一百五十八条に見出しつして「（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）」を付し、同条中「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバ

「デイブ取引等」を「デリバティブ取引等」に改め、「有価証券等」の下に「（有価証券若しくはオプショ
ン又はデリバティブ取引に係る金融商品（有価証券を除く。）若しくは金融指標をいう。第百六十八条第
一項、第百七十二条第一項及び第百九十七条第二項において同じ。）」を加える。

第一百五十九条に見出しとして「（相場操縦行為等の禁止）」を付し、同条第一項各号列記以外の部分を
次のように改める。

何人も、有価証券の売買（金融商品取引所が上場する有価証券、店頭売買有価証券又は取扱有価証券
の売買に限る。以下この条において同じ。）、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引（金融
商品取引所が上場する金融商品、店頭売買有価証券、取扱有価証券（これらの価格又は利率等に基づき
算出される金融指標を含む。）又は金融商品取引所が上場する金融指標に係るものに限る。以下この条
において同じ。）のうちいずれかの取引が繁盛を行われていると他人に誤解させる等これらの取引の状
況に關し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

第一百五十九条第一項第一号中「上場有価証券の売買」を「有価証券の売買、市場デリバティブ取引（第
二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）又は店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第一号に掲げ

る取引に限る。」に改め、同項第二号中「有価証券指数等先物取引又は上場有価証券店頭指數等に係る有価証券店頭指數等先渡取引若しくは有価証券店頭指數等スワップ取引」を「市場デリバティブ取引（第十二条第二十一項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）又は店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第一号、第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）」に改め、同項第三号中「有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指數等に係る有価証券店頭オプション取引」を「市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第三号に掲げる取引に限る。）又は店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）」に改め、同項第四号中「自己のする売付け」の下に「（有価証券以外の金融商品にあつては、第二条第二十一項第一号又は第二十二項第一号に掲げる取引による売付けに限る。）」を加え、「有価証券」を「金融商品」に改め、「買い付けること」の下に「（有価証券以外の金融商品にあつては、同条第二十一項第一号又は第二十二項第一号に掲げる取引により買付けること）に限る。」を加え、同項第五号中「自己のする買付け」の下に「（有価証券以外の金融商品にあつては、第二条第二十一項第一号又は第二十二項第一号に掲げる取引による買付けに限る。）」を加え、「有価証券」を「金融商品」に改め、「売り付けること」の下に「（有価証券以外の金融商品にあつては、同条第二十一項第一号又は第二十二項第一号に掲げる取引による買付けに限る。）」を加え、「有価証券」を「金

一号又は第二十二項第一号に掲げる取引により売り付けることによる。」を加え、同項第六号中「有価証券指数等先物取引」を「市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引による。）又は店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第二号に掲げる取引による。）」に改め、「約定指數又は」を削り、同項第七号及び第八号を次のように改める。

七 市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第三号に掲げる取引による。）又は店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引による。）の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八 市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第四号及び第五号に掲げる取引による。）又は店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第五号及び第六号に掲げる取引による。）の申込みと同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

第一百五十九条第一項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同条第二項中「上場有価証券の売

買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指數等に係る有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引」に、「「上場有価証券売買等」を「「有価証券売買等」に改め、同項第一号中「上場有価証券売買等」を「有価証券売買等」に、「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場における上場金融商品等（金融商品取引所が上場する金融商品、金融指標又はオプションをいう。以下この条において同じ。）若しくは店頭売買有価証券市場」に、「上場有価証券等」を「店頭売買有価証券」に改め、同項第一号中「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に、「上場有価証券等」を「上場金融商品等又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券」に改め、同項第三号中「上場有価証券売買等」を「有価証券売買等」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に、「上場有価証券等」を「上場金融商品等又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券」に、「上場有価証券売買等」を「有価証券売買等」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項及び第五項を削る。

第一百六十条に見出として「（相場操縦行為等による賠償責任）」を付し、同条第一項中「前条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。次項において同

じ。）又は同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を「前条」に改め、「形成された」の下に「金融商品、金融指標若しくはオプションに係る」を加え、「約定指數」を削り、「有価証券等」を「金融商品、金融指標若しくはオプションに係る」を加え、「約定指數」を削り、「有価証券市場等」を「取引所金融商品市場における有価証券の売買、市場デリバティブ取引」に、「取引所有価証券市場等」を「取引所金融商品市場等」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第二項中「前条第一項から第三項まで」を「前条」に改め、同項に項番号を付する。

第一百六十一条に見出しつつして「（金融商品取引業者の自己計算取引等の制限）」を付し、同条第一項中「証券会社、許可外国証券業者若しくは登録金融機関」を「金融商品取引業者等若しくは取引所取引許可業者」に、「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に改め、同条第二項中「有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引及び有価証券店頭デリバティブ取引」を「市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引」に改め、同項に項番号を付する。

第一百六十一条の二に見出しつつして「（信用取引等における金銭の預託）」を付し、同条第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第一百六十二条に見出しつとして「（空売り及び逆指値注文の禁止）」を付し、同条第二項中「有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引」を「第二条第二十一項第一号及び第二号に規定する取引」に、「有価証券指数等先物取引に」を「同項第一号の取引に」に、「同号」を「前項第一号」に改め、「約定指数又は」、「現実指数若しくは」及び「約定指数若しくは」を削り、「有価証券オプション取引」を「同条第二十一項第三号の取引」に改め、同項に項番号を付する。

第一百六十二条の二に見出しつとして「（上場等株券の発行者である会社が行うその売買に関する規制）」を付し、同条中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「許可外国証券業者」を「取引所取引許可業者」に、「取引所有価証券市場」を「取引所金融商品市場」に改める。

第一百六十三条に見出しつとして「（上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出）」を付し、同条第一項中「第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号」を「第二条第一項第五号、第七号又は第九号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「総株主」を「総株主等」に改め、「（第三十二条第五項に規定する議決権をいう。）」を削り、「同項第四号、第五号の二若しくは第六号」を「同

項第五号、第七号若しくは第九号」に、「同項第十号の一」を「同項第十九号」に、「及び次条において同じ。」又は「次条及び第一百六十五条の一において同じ。」又は「に、「第一百六十五条」を「第一百六十五条の二」に、「においては」を「には」に、「この項及び次条」を「」の項、次条及び第一百六十五条の一」に、「場合については」を「場合は」に改め、同条第二項中「証券会社、許可外国証券業者又は登録金融機関」を「金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者」に改め、同項に項番号を付する。

第一百六十四条に見出しつとして「(上場会社等の役員等の短期売買利益の返還)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「これを」を削り、同項に項番号を付し、同条第四項ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同項から同条第六項までに項番号を付し、同条第七項ただし書中「場合には、この」を「場合は、この」に改め、同項から同条第九項までに項番号を付する。

第一百六十五条に見出しつとして「(上場会社等の役員等の禁止行為)」を付し、同条第一号中「」の條の下に「及び次条第十五項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(特定組合等の財産に属する特定有価証券等の取扱い)

第一百六十五条の二 組合等（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この条において「投資事業有限責任組合」という。）若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第二条に規定する有限責任事業組合（以下この条において「有限責任事業組合」という。）又はこれらの組合に類似する団体で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）のうち当該組合等の財産に属する株式に係る議決権が上場会社等の総株主等の議決権に占める割合が百分の十以上であるもの（以下この条において「特定組合等」という。）については、当該特定組合等の組合員（これに類するものとして内閣府令で定める者を含む。以下この条において同じ。）が当該特定組合等の財産に関して当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（当該特定組合等の組合員の全員が委託者又は受益者である信託の受託者が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条において同じ。）には、当該買付け等又は売付け等を執行した組合員（これに準ずるものとして内閣府令で定める組合員を含む。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、その売買等に関する報告書を売買等があつた日の属する月

の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する特定組合等の組合員が、当該特定組合等の財産に関する当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者に委託等をして行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者であるときも、同様とする。

3 特定組合等の組合員がその地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、当該特定組合等の財産に關し、その者が当該上場会社等の特定有価証券等について、それに係る買付け等をした後六月以内に売付け等をし、又は売付け等をした後六月以内に買付け等をして当該特定組合等の財産について利益を生じた場合においては、当該上場会社等は、当該特定組合等の組合員に対し、当該特定組合等の財産をもつてその利益を当該上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

4 当該上場会社等が前項の規定により請求した場合においては、当該特定組合等の財産をもつて当該特

定組合等の当該請求に係る債務その他の債務を完済することができなかつたときに限り、当該上場会社等は、同項の利益を生じた時における当該特定組合等の各組合員（投資事業有限責任組合の有限責任組合員及び有限責任事業組合の組合員並びにこれらに類する者として内閣府令で定める者を除く。）に対し、当該特定組合等の債務について当該各組合員が負う責任に応じて、当該利益（同項の規定により提供された利益の額を控除した額に限る。）を当該上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

5 前項に規定する場合において、当該特定組合等の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、同様とする。

6 前項の規定は、第三項の利益を生じた時における当該特定組合等の組合員が当該特定組合等の財産が存在し、かつ、その財産に対する強制執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

7 当該上場会社等の株主（保険契約者である社員又は出資者を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し第三項から第五項までの規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等がこれらの規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、

その請求を行うことができる。

8 第三項から第五項まで又は前項の規定により利益の返還を請求する権利は、当該特定組合等の財産について利益が生じた日から二年間行わないときは、消滅する。

9 内閣総理大臣は、第一項の報告書の記載に基づき、当該特定組合等の財産について第三項の利益が生じていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「組合利益関係書類」という。）の写しを、報告書提出組合員（第一項の規定により報告書（直近の買付け等又は売付け等に係るものに限る。）を提出した組合員をいう。）に送付し、当該報告書提出組合員から、当該組合利益関係書類に關し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該組合利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを当該報告書提出組合員又は当該上場会社等に送付する前ににおいて、第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

10 前項本文の規定により当該報告書提出組合員に組合利益関係書類の写しが送付された場合において、当該報告書提出組合員は、当該組合利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていないと認

めるときは、当該組合利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、内閣総理大臣に、その旨の申立てをすることができる。

11 前項の規定により、当該報告書提出組合員から当該組合利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていかない旨の申立てがあつた場合には、第九項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、内閣総理大臣に対する第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。

12 内閣総理大臣は、第九項の規定に基づき上場会社等に組合利益関係書類の写しを送付した場合には、当該組合利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第八項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日前において内閣総理大臣が第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、当該知つた日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前において第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

13 第三項から前項までの規定は、特定組合等の財産に関して買付け等をし、又は売付け等をしたいずれかの時期において当該特定組合等が特定組合等でない場合及び特定組合等の財産に関して行われる買付

け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合においては、適用しない。

14 第九項において、内閣総理大臣が当該特定組合等の財産について第三項の利益が生じていると認める場合における当該利益の算定の方法については、内閣府令で定める。

15 特定組合等の組合員は、当該特定組合等の財産に関して次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定取引であつて、当該特定取引に係る特定有価証券の額（特定有価証券の売付けについてはその売付けに係る特定有価証券の額を、その他の取引については内閣府令で定める額をいう。）が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額を超えるもの

一 当該上場会社等の特定有価証券等に係る売付け等（特定取引を除く。）であつて、その売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量を超えるもの

16 前三条の規定は、組合等の財産として上場会社等の株式を所有することにより当該上場会社等の主要株主に該当することとなる主要株主については、適用しない。